

陸上自衛隊達第 24—6 号

自衛隊の礼式に関する訓令（昭和 39 年防衛庁訓令第 14 号）第 92 条の規定に基づき陸上自衛隊の礼式に関する達（昭和 35 年陸上自衛隊達第 24—6 号）の全部を改正する。

昭和 42 年 9 月 5 日

陸上幕僚長 陸将 吉江 誠一

陸上自衛隊の礼式に関する達

改正 昭和 45 年 6 月 17 日達第 122—72 号	昭和 46 年 12 月 16 日達第 122—84 号
昭和 53 年 1 月 13 日達第 122—108 号	昭和 55 年 12 月 15 日達第 122—115 号
昭和 57 年 4 月 30 日達第 122—119 号	昭和 58 年 12 月 13 日達第 24—6—1 号
昭和 60 年 3 月 18 日達第 24—6—2 号	昭和 61 年 4 月 30 日達第 24—6—3 号
平成 8 年 3 月 22 日達第 24—6—4 号	平成 11 年 3 月 25 日達第 122—150 号
平成 18 年 7 月 26 日達第 122—211 号	平成 19 年 1 月 9 日達第 122—215 号
平成 19 年 3 月 27 日達第 122—218 号	平成 20 年 3 月 25 日達第 122—224 号
平成 21 年 2 月 3 日達第 122—230 号	平成 21 年 3 月 30 日達第 122—232 号
平成 21 年 7 月 31 日達第 122—235 号	平成 22 年 3 月 23 日達第 122—241 号
平成 22 年 6 月 30 日達第 122—245 号	平成 23 年 3 月 31 日達第 122—248 号
平成 28 年 3 月 28 日達第 24—6—5 号	平成 29 年 3 月 24 日達第 122—282 号
平成 30 年 3 月 27 日達第 122—292 号	令和 3 年 3 月 30 日達第 24—6—6 号
令和 4 年 3 月 10 日達第 24—6—7 号	

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）

第 2 章 敬礼

第 1 節 通則（第 5 条）

第 2 節 各個の敬礼（第 6 条—第 12 条）

第 3 節 隊の敬礼（第 13 条—第 18 条）

第 4 節 警備隊及び歩哨等の敬礼（第 19 条—第 22 条）

第 5 節 旗の敬礼（第 23 条）

第 3 章 儀式

第 1 節 通則（第 24 条—第 28 条）

第 2 節 自衛隊旗授与式（第 29 条・第 30 条）

第 3 節 観閲式（第 31 条—第 42 条）

第 1 款 通則（第 31 条—第 36 条）

第 2 款 巡閲（第 37 条—第 39 条）

第 3 款 観覧行進（第 40 条—第 42 条）

第 4 節 表彰式（第 43 条・第 44 条）

第 5 節 祝賀式（第 45 条）

第 6 節 葬送式（第 46 条—第 53 条）

第 7 節 追悼式（第 54 条—第 56 条）

第 8 節 着任式及び離任式（第 57 条）

第 9 節 入隊式及び除隊式（第 58 条・第 59 条）

第 10 節 入校式及び卒業式（第 60 条—第 63 条）

第 4 章 栄誉礼及び儀じょう（第 64 条—第 68 条）

第5章 と列（第69条・第70条）

第6章 高官等の乗車車両の誘導（第71条・第72条）

第7章 雑則（第73条・74条）

附則

別表第1 観閲式を行う場合、観閲式における執行者、観閲官、観閲部隊等

別表第2 葬送式における儀じょう隊の編成及び弔銃の回数

別紙 部隊等における栄誉札及び儀じょうの細部実施要領

第1章 総則

（目的）

第1条 この達は、陸上自衛隊（自衛隊情報保全隊、自衛隊体育学校、自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び自衛隊地方協力本部を含む。以下同じ。）における礼式の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 自衛隊の礼式に関する訓令（昭和39年防衛庁訓令第14号。以下「訓令」という。）に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 「上級者」とは、上位者及び指揮系統上の上位の事務官等をいう。
- (2) 「小銃」とは、64式小銃、89式小銃及び20式小銃をいう。
- (3) 「音楽隊等」とは、音楽隊及びらっぱ隊をいう。

（海上自衛隊及び航空自衛隊における礼式）

第3条 海上自衛隊又は航空自衛隊に勤務し又は訪問する場合における礼式は、当該自衛隊の礼式に従い又は慣行を尊重して行うものとする。

（自衛隊以外における儀式等の場合）

第4条 自衛隊以外で行われる儀式等に参列する場合における礼式については、自衛隊の礼式を準用するほか一般社会の慣行に従い礼を失しないようにするものとする。

第2章 敬礼

第1節 通則

（小銃執銃時の敬礼動作）

第5条 小銃執銃時の敬礼動作については、教範「基本教練」によるものとする。

2 前項において着帽して小銃を携行する陸上自衛官（以下「自衛官」という。）及びその隊が次の各号に掲げる敬礼を行うべき場合には、それぞれ当該各号に掲げる敬礼動作による敬礼を行うものとする。

- (1) 幹部自衛官、准陸尉（隊の中にあつては幹部自衛官及び准陸尉の職務をとる陸曹を含む。）及び警衛司令の職務をとる陸曹が着剣捧（さき）げ銃（つつ）、捧げ銃又は頭（かしら）右（左・中）の敬礼を行うべき場合には、つれ銃の姿勢から挙手の敬礼動作による敬礼を行う。
- (2) 前号以外の陸曹及び陸士並びにそれらの隊が着剣捧げ銃又は捧げ銃の敬礼を行うべき場合には、立て銃の姿勢から着剣捧げ銃又は捧げ銃の敬礼動作による敬礼を行う。

第2節 各個の敬礼

(各個の敬礼を行う場合)

第6条 自衛官は、訓令第11条に定めるほか、荣誉礼が行われている場所に所在する場合には、荣誉礼実施間当該荣誉礼受礼者に対し各個の敬礼を行うものとする。

2 自衛官は、訓令及びこの達において各個の敬礼を行うよう定められていない上級者に対する場合にも、その階級及び職責を尊重し各個の敬礼を行うよう心がけるものとする。

(駆け足中及び乗車中の敬礼)

第7条 自衛官は、至急の用務を帯びているときは、その旨を断わり駆け足のまま敬礼を行うことができる。

2 乗車している自衛官は、天皇、国旗等、国歌（音楽隊が奏楽する、国旗及び国歌に関する法律（平成11年法律第127号）第2条に定める国歌及びらっぱにより吹奏する国歌をいう。以下同じ。）及び隊員のひつぎに対して敬礼を行うべき場合には、下車して敬礼を行う。ただし、陸上自衛隊の施設外において停車又は下車することが適当でない場合には、停車又は下車することなく敬礼を行う。

(上級者の室に出入するときの敬礼の要領)

第8条 敬礼を行うべき上級者の室に入るときは、通常、許可を得て室内に入り、まず在室の最上級者に対して敬礼し、用務のある上級者の約2歩前に至り敬礼した後用務を果たすものとする。

2 用務を終わり、室を去る場合は、前項の逆の順序により敬礼を行う。

(敬礼を行うべき上級者が居室等又は事務室等に入ってきた場合の敬礼の要領)

第9条 訓令第12条第2項各号に掲げる者のほか、指揮系統上の部隊等の長又は駐屯地司令が下位者の居室等（寝室、自習室、娯楽室等をいう。以下同じ。）又は事務室等（事務室、作業室等をいう。以下同じ。）に入ってきた場合には、最初に認めた者が「敬礼」と呼び、在室者は起立して敬礼を行った後、直接応答する者を除き各自の動作に復する。受礼者が居室等又は事務室等を去る場合もおおむね同様とする。ただし、一般に就寝を許可されている寝室においては、これを認めた者のみが敬礼を行うものとする。

2 前項以外の上級者に対しては、特に指示された場合のほか、次に各号に定めるところにより敬礼を行うものとする。

(1) 居室等に入ってきた場合には、これを認めた者が敬礼を行う。

(2) 事務室等に入ってきた場合には、話しかけられた者が姿勢を正す。

(集団時の敬礼)

第10条 自衛官が隊をなすことなく集団でいる場合に敬礼を行うべきときは、最初に認めた者が要すれば「敬礼」と呼び、各個に敬礼を行う。

(挙手の敬礼を行うことができない場合)

第11条 自衛官は、挙手の敬礼を行うべき場合において右手を使用できないときには、着帽のまま脱帽時の敬礼を行うことができる。

(敬礼の省略)

第12条 自衛官は、訓令第12条第1項及び第3項に該当する場合には、敬礼を省略することができる。

2 自衛官は、喫食中の食堂、営業中の売店又は入浴中の浴場においては、敬礼を省略することができる。

- 3 自衛官は、訓令第 12 条第 2 項各号に掲げる者のほか指揮系統上の部隊等の長、駐屯地司令及び職務上の指揮監督者である幹部自衛官等（幹部自衛官及びこれに相当する事務官等並びに准陸尉をいう。）以外の者に対しては、第 8 条及び第 9 条に定める場合を除き建物の内部における敬礼を省略することができる。

第 3 節 隊の敬礼

（指揮系統上の部隊等の長に対する敬礼）

第 13 条 隊は、訓令第 33 条第 1 項第 9 号ただし書に該当する場合には、同号本文に定める者に対して全て敬礼を行うものとする。

- 2 隊は検閲官に対しては、訓令第 33 条第 2 項から第 5 項までに定めるところに準じ敬礼を行う。

（臨時に上級者の指揮下に入る場合等の敬礼）

第 14 条 隊は、臨時に他の上級者の指揮下に入り又は指揮下を離れる場合には、指揮系統上の部隊等の長に対する敬礼を行う。

- 2 教育又は講話を受ける場合には、当該教官又は講演者に対して、隊列又は隊員の姿勢を正した後指揮者のみの敬礼を行う。

（乗車している隊の敬礼）

第 15 条 乗車している隊は、天皇、国旗等、国歌及び隊員のひつぎに対して敬礼を行うべき場合は、下車して敬礼を行う。ただし、陸上自衛隊の施設外において停車又は下車することが適当でない場合には、停車又は下車することなく隊員の姿勢を正し、指揮者のみの敬礼を行うことができる。

- 2 乗車している隊は、訓令第 32 条及び第 33 条第 1 項並びに第 34 条後段に定める者に対しては、下車することなく隊員の姿勢を正した後指揮者のみの敬礼を行い、またその他の敬礼を行うべき者に対しては、前項に定める場合を除き、下車することなく指揮者のみの敬礼を行うことができる。

（音楽隊等の敬礼）

第 16 条 奏楽又は吹奏中の音楽隊等は、巡閲又は観閲行進の場合に限り敬礼を行う。この場合には、隊長若しくは先導員又はこの両者が挙手の敬礼又は指揮じょうによる敬礼を行う。

（訓練演習中等の敬礼）

第 17 条 訓練、演習又は作業（以下本条においては「訓練等」という。）中の隊は、通常、訓練等を中止することなく、統裁官又は、指揮官が指揮者のみの敬礼を行う。ただし、当該隊を離れている者は各個の敬礼を行う。

（隊の敬礼の省略）

第 18 条 第 12 条の規定は、隊の敬礼の省略について準用する。

第 4 節 警衛隊及び歩哨（しょう）等の敬礼

（警衛隊の敬礼）

第 19 条 訓令第 36 条第 4 項第 2 号に掲げる幕僚長が定めた場合とは、次の各号に掲げる者を除く者に対し敬礼を行う場合とする。

- (1) 佐以下の駐屯地司令（分屯地司令を含む。）及び団長で 1 佐の階級にある者
- (2) 当該駐屯地に所在する 1 佐をもって充てるべき職にある部隊等の長のうち、連隊長、群長、隊長、機関の長及び当日警衛司令を差し出している部隊の長

(高官等に対する敬礼)

第20条 訓令第36条から第39条までの規定は、次の各号に掲げる者が部隊等を公式に訪問し又は視察する場合に準用する。

- (1) 都道府県知事
- (2) 外国の将官
- (3) その他陸上幕僚長の指示する隊員以外の者
(警衛交代時及び国旗の掲揚降下時における敬礼)

第21条 警衛隊は、交代時には上下番警衛隊が整列し相互に頭右(左・中)の敬礼を行う。

2 警衛隊は、駐屯地掲揚国旗の掲揚及び降下時には、駐屯地司令の定めるところにより整列して敬礼を行う。

(らっぱの吹奏の省略)

第22条 警衛隊は、駐屯地司令がやむを得ないと認めるときは、訓令第36条第3項に定めるらっぱの吹奏を省略することができる。

第5節 旗の敬礼

(自衛隊旗等の敬礼)

第23条 自衛隊旗及び隊旗等(隊旗及び機関の旗をいう。)は、当該隊が指揮下の隊ごとに敬礼を行う場合においては、通常次の各号に掲げるところにより敬礼を行うものとする。

- (1) 当該隊の指揮者の直後(通常6歩以内とし、細部は教範「基本教練」による。)に位置する場合には、指揮者の敬礼と同時に敬礼を行う。
- (2) 当該隊の指揮者及び指揮下の隊を離れて位置する場合には、敬礼に適する時期に単独で敬礼を行う。

第3章 儀式

第1節 通則

(儀式の執行)

第24条 儀式の執行者は、当該儀式の執行に関し、参列部隊(儀式に参加する部隊等のうち、執行者の指揮下にある部隊等をいう。以下同じ。)を指揮する。

(儀式執行の命令)

第25条 執行者は、儀式の執行に先立ち、次の各号に掲げる事項のうち必要な事項を定めるものとする。

- (1) 執行の日時
- (2) 執行の場所(以下「式場」という。)
- (3) 観閲官(観閲式を行う場合のみ)及び執行者
- (4) 参列部隊及び指揮官
- (5) 参列部隊の服装、編成、装備及び隊形等
- (6) 栄誉礼及び儀じょうに関する事。
- (7) 式次第
- (8) 参列部隊の式場への入退場に関し必要な事項
- (9) 式場管理に関する事。
- (10) 陪列部隊(儀式に参加する部隊等のうち、執行者の指揮下にない部隊等をいう。以下同じ。)に関する事。
- (11) 列席者及び参観者に関する事。
- (12) その他必要な事項

(儀式の開始及び終了)

第26条 儀式は、通常、参列部隊及び陪列部隊の整列に続き、観閲官、執行者及び上級部隊等の長(以下「観閲官等」という。)の入場の後開式の辞、観閲官等に対する敬礼又は栄誉礼(葬送式及び追悼式の場合を除く。以下本条において同じ。)をもって始め、観閲官等に対する敬礼又は栄誉礼の後閉式の辞をもって終わる。

(儀式における国旗の使用)

第27条 式場において国旗を使用する場合は1りゅうとし、掲揚するか又は捧(ほう)持するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合に限り、執行者が必要と認めるときは、掲揚国旗のほか1りゅうの部隊用国旗を当該部隊内に捧持することができる。

(1) 連隊等(連隊・群をいう。)を含み、かつ2個以上の職種部隊で編成された部隊が観閲式に参加する場合

(2) 駐屯部隊として統一して観閲式を行う場合

2 国旗の使用法は次の各号に定めるところによる。

(1) 駐屯地の掲揚国旗をもって式場の掲揚国旗とする場合には、あらかじめ定時に祝日用国旗を掲揚するものとし、儀式中においては掲揚又は降下を行わない。

(2) 駐屯地掲揚国旗以外に式場に掲揚国旗を設ける場合は、通常、儀式の開始後、観閲官等に対する敬礼又は栄誉礼の後に国旗を掲揚し、儀式の終了前、観閲官等に対する敬礼又は栄誉礼の前にこれを降下する。

(3) 部隊用国旗を参列部隊の隊列外に使用する場合には、執行者、観閲官、ひつぎ又は慰霊碑等の近傍適宜のところに部隊に面して位置させる。この場合には、部隊用国旗の送迎の時期は前号の規定を準用することができる。

(4) 部隊用国旗を参列部隊内に捧持する場合には、儀式開始に先立ちこれを迎え、儀式終了後これを送る。(第40条第5項の場合を除く。)

(5) 葬送式及び追悼式においては、儀式実施間における国旗の掲揚、降下又は送迎は行わないものとし、式場の掲揚国旗又は部隊用国旗は式開始前に半旗又は甲旗とする。

(6) 屋内の儀式においては、国旗の掲揚又は捧持に代え、式場正面の壁にはり付け又はつり下げて使用することができる。この場合には、国旗は、横長に使用するものとする。

(国旗掲揚・降下時の奏楽又は吹奏)

第28条 前条第2項第2号に定める国旗の掲揚・降下に当たっては、音楽隊等は国歌を1回奏楽又は吹奏する。

2 前項の規定は、前条第2項第3号について準用することができる。

第2節 自衛隊旗授与式

(式次第)

第29条 自衛隊旗授与式(以下「授与式」という。)は、通常、次の各号に掲げる式次第により行うものとする。

(1) 授与者に対する敬礼又は栄誉礼

(2) 授与

(3) 授与者訓示

(4) 連隊長答辞

(5) 観閲式

(参列部隊等)

第30条 授与式の参列部隊は、授与される連隊とする。ただし、他の駐屯地にある隷下部隊にあっては、その一部又は代表者のみの参列をもって代えることができる。

2 同一駐屯地に所在する前項以外の部隊等は、授与式に陪列部隊として参加することができる。

第3節 観閲式

第1款 通則

(観閲式における執行者、観閲官、観閲部隊等)

第31条 訓令第58条に規定する観閲式における執行者、観閲官及び観閲部隊(観閲式の参列部隊をいう。以下同じ。)等は、別表第1に定めるところによる。

(観閲部隊指揮官)

第32条 執行者は、自ら観閲部隊を指揮しない場合においては観閲部隊指揮官を命ずるものとする。

(観閲部隊の編成)

第33条 観閲部隊の編成は、通常、部隊固有の編成によるものとする。ただし、その大小、装備及び車両等を考慮し適宜部隊を編成することができる。

2 観閲部隊の編成には、音楽隊等を加えるものとする。

3 大隊(これに準ずる部隊等を含む。以下同じ。)以上の部隊が、観閲部隊又はその編成内の部隊となる場合は、それぞれの当該部隊の指揮官には幕僚を付するものとする。

(整列隊形)

第34条 観閲部隊の整列隊形は、次の各号に掲げるところを基準とし、式場の広狭、地形及び観閲行進の隊形等を考慮してその都度定めるものとする。

(1) 連隊(これに準ずる部隊等を含む。以下同じ。)以下の部隊の整列隊形は、教範「基本教練」に定めるところによる。

(2) 連隊間の間隔は、約24歩とする。

(3) 車両部隊は、通常、徒歩部隊の左方又は後方とする。

(4) 音楽隊等は、最右翼とする。

(5) 観閲部隊指揮官は、観閲部隊の中央前とする。

(6) 観閲部隊指揮官の幕僚並びに観閲部隊指揮官以外の部隊指揮官及びその幕僚の位置は、教範「基本教練」に定めるところによる。

(観閲官等の位置)

第35条 観閲官は、観閲部隊の中央前方に位置する。

2 観閲官とならない執行者、観閲官より上級者及び執行者が指定する者(以下「陪閲者」という。)は、観閲官の傍ら又は後方に位置する。

3 前各項に定める者及び列席者並びに参観者の位置の細部は、栄誉礼実施の場合に準ずるほか執行者が定めるものとする。

(陪閲者の敬礼)

第35条の2 陪閲者は、観閲官に対する栄誉礼実施時部隊に正対して敬礼を行い、観閲行進中の観閲部隊の敬礼時には、敬礼を行わないものとする。

(式次第)

第36条 観閲式は、通常、次の各号に掲げる式次第により行うものとする。

(1) 観閲官等に対する敬礼又は栄誉礼

(2) 巡閲

(3) 観閲行進

- 2 訓示、祝辞等を行う場合には、巡閲の後に行うのを例とする。
- 3 観閲行進後、観閲部隊が当初の整列隊形に復するときは、観閲官等退場前に観閲官等に対する敬礼又は栄誉礼を行う。

第2款 巡閲

(巡閲の要領)

第37条 観閲官は、観閲部隊指揮官の前面を通り、観閲部隊の通常右翼から部隊の前方要すれば背面を巡閲して、定位置に復するものとする。

- 2 観閲部隊の前方における巡閲経路は、通常、敬礼を号令する各部隊の指揮官の前面とする。
- 3 巡閲は、徒歩又は車両により行う。
- 4 陪閲者は、観閲官に同行又は随行する。
- 5 観閲部隊指揮官は、観閲官が自己の前面（車両で巡閲する場合は、通常、乗車位置）に至ったときは、敬礼した後巡閲の誘導を行い、巡閲が終わったならば再び観閲官に敬礼して定位置に復する。
- 6 観閲官、観閲部隊指揮官及び陪閲時の巡閲時の隊形の基準は、通常、次の各号に掲げるところによる。
 - (1) 徒歩の場合には、観閲官が左、観閲部隊指揮官が右に並び、陪閲者は観閲官のあとを1列縦隊で続行する。
 - (2) 車両に乗車する場合には、観閲官と観閲部隊指揮官は先頭車両に乗車し、その他の者は後続車両に乗車し1列縦隊となって行進する。

(敬礼)

第38条 観閲部隊内の各部隊（音楽隊等を除く。）は、通常、密集隊形をとる部隊ごとに敬礼を行うものとし、観閲官が当該部隊右（左）翼のおおむね右（左）45度に至ったとき頭右（左）の敬礼を行い、観閲官が当該部隊の左（右）翼のおおむね左（右）45度に至る間、目迎目送する。

- 2 音楽隊等は、第16条に定めるところにより敬礼を行う。

(音楽隊等の奏楽又は吹奏)

第39条 音楽隊等は、巡閲中、「巡閲の譜」を奏楽又は吹奏する。

第3款 観閲行進

(観閲行進及び隊形)

第40条 観閲部隊は、通常、観閲官に向かって右方から左方へ、音楽隊等、観閲部隊指揮官、部隊用国旗及びその他の各部隊等の順序に行進する。

- 2 観閲行進間の関係位置については、通常、次の各号に掲げるところによるほか教範「基本教練」による。ただし、観閲部隊の規模等により変更することができる。
 - (1) 音楽隊等、観閲部隊指揮官間 約36歩
 - (2) 観閲部隊指揮官、部隊用国旗間 約12歩
 - (3) 部隊用国旗、先頭部隊間 約24歩
 - (4) 連隊間 約48歩
- 3 音楽隊等は、行進曲を奏楽又は吹奏しつつ所定行進路を行進し、観閲官の前を通過後方向変換し、観閲部隊の行進路をはさみ、観閲官と正対する位置に至り、停止して、奏楽又は吹奏を続ける。最後尾の部隊が通過したならば、その後に続き奏楽又は吹奏しつつ退場する。
- 4 観閲部隊指揮官及び幕僚は、適宜の経路を経て観閲部隊の行進路上の所定の位置に至り、観閲官の前を通過後方向変換し、観閲官の側方に至って行進

路に正対して位置する。音楽隊等が退場したならば、観閲官の正面に至り観閲行進終了を報告し退場する。

- 5 部隊用国旗は、適宜の経路を経て部隊の行進路上の所定の位置に至り、所定行進路を行進して退場する。
- 6 前3項に掲げる以外の各部隊は、所定行進路を行進して退場する。
- 7 観閲部隊は、あらかじめ指示された場合には、観閲行進終了後当初の整列隊形に復する。

(標示隊員等)

第41条 執行者は、敬礼の開始及び終了の地点を定めこれを表示するため、それぞれ標示隊員又は標示旗を置くものとする。

- 2 標示隊員は観閲部隊指揮官の指揮を受け、次の各号に掲げるところにより行動する。

- (1) 小銃又は騎銃を携行し、先任者(通常、敬礼開始地点の標示隊員とする。)の号令で行動する。
- (2) 観閲行進開始までは、観閲部隊指揮官の指定する徒歩部隊の後尾又は観閲官の周辺に位置する。
- (3) 観閲部隊指揮官の「観閲行進始め」の命令により2名並列で駆け足又は速足(はやあし)をもって観閲官の前に至り、観閲官に対し捧げ銃の敬礼を行った後左右に分かれ、速足をもって定位置に至り行進路に正対する。
- (4) 定位置においては、敬礼を行うべきものに対する敬礼は省略する。
- (5) 最後尾部隊通過後、音楽隊等の退場に並行して、定位置につく際の逆の順序に行動し、観閲部隊指揮官の観閲行進終了報告に先立ち退場する。

(敬礼)

第42条 観閲部隊は、敬礼を号令する指揮官又は個々に敬礼を行うべき指揮官等が敬礼開始地点に至ったとき、次の各号に掲げるところにより観閲官に対し敬礼を行い、部隊の後尾が敬礼終了地点に至ったとき敬礼を終わるものとする。

- (1) 指揮官の幕僚は、指揮官と同時に敬礼を行う。
- (2) 音楽隊等は、第16条に定めるところにより敬礼を行う。
- (3) 前2号以外の各徒歩部隊は、大隊密集隊形の場合は右翼中隊長の、その場の場合は中隊長の号令で敬礼を行う。この場合において、最右翼の列にある者は頭右(左)の動作を行わない。
- (4) 車両部隊は、その縦長、種類等に応じて執行者が定める単位ごとに敬礼を行う。

第4節 表彰式

(参列部隊等)

第43条 表彰式を行うに当たっては、執行者は努めて関係部隊等を参列部隊として参加させるものとする。

- 2 同一駐屯地に所在する前項以外の部隊等は、表彰式に陪列部隊として参加することができる。

(観閲式途中に行う場合)

第44条 観閲式途中に表彰式を行う場合は、通常、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 観閲官の巡閲が終わった後、執行者の指示により表彰される者(賞状を授与される場合は授与される部隊等の長)は、賞詞又は賞状を授与する者の前方に整列する。

- (2) 賞詞又は賞状を授与する者は、これを朗読して授与する。
 (3) 授与が終わったならば、表彰された者は、通常、観閲官の左側又は示されたところに位置し、観閲行進を陪観する。

第5節 祝賀式

(祝賀式を行う場合)

第45条 祝賀式は、通常、元旦、天皇誕生日、建国記念の日、自衛隊記念日及び駐屯地又は部隊等の創立記念日並びに陸上幕僚長が指示する場合に行うものとする。

第6節 葬送式

(葬送式の執行者)

第46条 次表の左欄に掲げる者が死亡し訓令第66条に該当する場合には、右欄に掲げる者が葬送式の執行者となるものとし、執行者となり得る者が重複する場合は当該者間の協議又は上級部隊等の長の定めるところによるものとする。

死亡者	執行者
1 陸上総隊司令官、方面総監及びその他の防衛大臣直轄部隊等の長	陸上幕僚長又はその命ずる者
2 陸上幕僚監部に所属する隊員	
3 その他陸上幕僚長が特に認めた者	
1 陸上総隊直轄部隊の長	陸上総隊司令官又はその命ずる者
2 陸上総隊司令部に所属する隊員	
3 その他陸上総隊司令官が特に認める者	
1 師団長、旅団長及びその他の方面直轄部隊等の長	方面総監又はその命ずる者
2 方面総監部に所属する隊員	
3 その他方面総監が特に認める者	
1 連隊長、群長及びその他の師団、旅団又は団の直轄部隊等の長	師団長、旅団長又は団長若しくはこれらの命ずる者
2 師団司令部、旅団司令部又は団本部に所属する隊員	
3 その他師団長、旅団長又は団長が特に認めた者	
連隊、群、大隊又はその他の防衛大臣、方面、師団、旅団及び団の直轄部隊等に所属する隊員	連隊長、群長、大隊長又はその他の防衛大臣、方面、師団、旅団及び直轄部隊等の長若しくはこれらの命ずる者
1 執行者となりうる部隊等の長が同一駐屯地に所在しない隊員	駐屯地司令又はその命ずる者
2 同一駐屯地に所在し、かつ執行者となり得る部隊等の長が異なる2名以上の隊員	

2 臨時勤務中の隊員が死亡したときは、執行者はその葬送式の執行を当該隊員の臨時勤務先の部隊等の長に委任することができる。
 (参列部隊等)

第47条 葬送式の参列部隊は、隊員の死亡した原因、階級又は職務及び部隊等の状況を考慮して執行者が定める。

2 前項以外の部隊等は、葬送式に陪列部隊として参加することができる。
 (葬送式の実施要領)

第 48 条 葬送式においては、通常、次の各号に掲げる儀礼を行うものとする。

- (1) 半旗及び弔旗の礼
- (2) 葬儀
- (3) ひつぎ警衛

2 自衛官に対する葬送式においては、前項に定める儀礼のほか別表第 2 に掲げるところにより儀じょう及び弔銃を行う。

3 葬送式に参加する荣誉礼受礼資格者に対する荣誉礼及び儀じょうは行わない。

(半旗及び弔旗の礼)

第 49 条 掲揚する国旗は、式の開始時からひつぎが駐屯地又は部隊等の所在する地域若しくは式場を離れるときまで半旗の礼を行い、式場で掲揚することなく使用する旗（部隊用国旗、陸上幕僚長旗、指揮官旗及び隊旗をいう。）は、式の開始時から終了時まで弔旗の礼を行う。

(儀じょう及び弔銃の実施)

第 50 条 式場における儀じょう隊及び音楽隊等は、式場内の適宜の位置に整列する。儀じょう隊は、式開始直後及び終了直前にひつぎに面し敬礼を行い、音楽隊等は適時「悲しみの譜」を奏楽又は吹奏する。

2 儀じょう隊は、前項の式終了前の敬礼に引き続きその全部又は一部をもって弔銃を行う。弔銃の動作は、教範「基本教練」による。

3 ひつぎの行進中における儀じょうは、通常、駐屯地内において次の各号に掲げるところにより行う。

(1) 儀じょう隊は、ひつぎをはじめて迎え又はひつぎを最後に送るときにこれに敬礼を行い、音楽隊等はこの場合「悲しみの譜」を奏楽又は吹奏する。

(2) 行進に際しては、ひつぎの前後を警護するものとし、儀じょう隊が 1 個中隊又は 2 個小隊の場合には第 1 小隊と第 2 小隊との間に、1 個小隊又は 2 個分隊の場合には第 1 分隊と第 2 分隊の間に、1 個分隊の場合にはおおむね前後に分けた間にひつぎを擁しおそ足行進を行う。この場合において、小銃はさかさつれ銃に保持し、音楽隊等は行進間「葬送の譜」を奏楽又は吹奏する。

(ひつぎ警衛)

第 51 条 執行者は、通常、ひつぎ警衛 2 名を必要とする期間ひつぎの前方又は両側に配置し警護させるものとする。

(葬儀)

第 52 条 葬儀は、努めて死者の遺言、遺族の意思を尊重して、その希望する日時、場所及び慣習等に従い執行するものとし、その式次第中に参列者の拝礼又は弔辞等を含ませるものとする。

(葬送式実施の承認申請)

第 53 条 訓令第 66 条第 2 号の規定に該当すると認められる者の承認申請の基準は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第 3 級以上の賞詞を受けていた者のうち特に功績顕著である者
- (2) 前号の者と同等以上の功績があると陸上総隊司令官、方面総監又は防衛大臣直轄部隊等の長が認める者

2 前項の基準に該当する者に対する葬送式は、次の各号に掲げる事項を具し順序を経て陸上幕僚長（人事教育部長気付）に申請し、その承認を受けた後行うものとする。

- (1) 所属、階級及び氏名（振り仮名を付する。）
- (2) 死亡年月日及び死亡場所
- (3) 死亡原因
- (4) 葬送式を行うことを適当とする理由
- (5) その他必要な事項

第7節 追悼式

(参列部隊等)

第54条 追悼式の参列部隊は、当該部隊等又は駐屯地に所在する部隊等とし、執行者となる当該部隊等の長又は当該駐屯地司令が示すものとする。

2 同一駐屯地に所在する前項以外の部隊等は、陪列部隊として参加することができる。

(追悼式の実施要領)

第55条 追悼式においては、通常、半旗及び弔旗の礼、追悼碑等の警衛、拝礼及び追悼の辞等の儀礼を行う。

2 自衛官に対する追悼式においては、前項に定める儀礼のほか儀じょう及び弔銃を行う。

3 掲揚する国旗及び式場で掲揚することなく使用する旗の半旗又は弔旗の礼は、式開始時から終了時まで行う。

4 その他追悼式の実施要領は葬送式の規定を準用するものとする。ただし、儀じょう隊の編成及び弔銃の回数は、追悼自衛官中の最上位者を基準とする。

(追悼式の対象となる殉職隊員等)

第56条 本節に定めるもののほか、追悼式の対象となる殉職隊員その他追悼式の実施に関し必要な事項は別に示すところによるものとする。

第8節 着任式及び離任式

(参列部隊等)

第57条 着任式及び離任式の参列部隊は、着任し又は離任する部隊等の長の隷下部隊等とする。ただし同一駐屯地に所在しない隷下部隊等は参列させないことができる。

2 同一駐屯地に所在する前項以外の部隊等は、陪列部隊として参加することができる。

第9節 入隊式及び除隊式

(参列部隊等)

第58条 入隊式及び除隊式の参列部隊は、当該自衛官又は自衛官候補生が入隊し又は除隊する部隊等とする。

2 同一駐屯地に所在する前項以外の部隊等は、陪列部隊として参加することができる。

(入隊式及び除隊式の実施要領)

第59条 入隊式においては、通常、任命、代表者の申告、宣誓、誓約等を、除隊式には、通常、告達、代表者の申告、証書の授与等を行う。

2 短期間に数次にわたり入隊又は除隊が行われる場合には、適宜にまとめて入隊式又は除隊式を行うことができる。

第10節 入校式及び卒業式

(入校式及び卒業式を行う場合)

第60条 入校式及び卒業式は、自衛官又は高等工科大学の生徒が学校等に入校する場合及び卒業する場合に行う。

(入校式及び卒業式の執行者)

第 61 条 訓令第 75 条に定める執行者には分校長を含むものとする。

(参列部隊等)

第 62 条 入校式及び卒業式の参列者及び参列部隊は、当該学校等の長が定めるものとする。

2 同一駐屯地に所在する前項以外の部隊等は入校式又は卒業式に陪列部隊として参加することができる。

(入校式及び卒業式の実施要領)

第 63 条 入校式及び卒業式の実施要領は、学校等の規模、教育課程の内容、教育期間及び入校又は卒業する者の数等を考慮して、当該学校等の長が定めるものとする。

第 4 章 荣誉礼及び儀じょう

(儀じょう隊の行う荣誉礼及び儀じょう)

第 64 条 部隊等における荣誉礼の受礼者に対する儀じょうは、儀じょう隊が荣誉礼を行う際における儀じょう、受礼者が儀式の式場に行き又は式場から帰る場合の儀じょう（以下「行進儀じょう」という。）及び儀式中における儀じょうとし、実施の細部は別紙に定めるところによる。

2 防衛省庁舎前及び皇居、総理官邸等における荣誉礼及び儀じょう等の実施については、別に定めるところによる。

3 外国の将官が部隊等を公式に訪問又は視察する場合において、部隊等の長が特に必要と認めるときは、荣誉礼及び通常儀じょうを行う。この場合において、次の各号に掲げる事項を事前（通常 1 週間前）に陸上幕僚長に報告するものとする。（人教計定第 7 号）

- (1) 受礼者の国名、職名、階級及び氏名
- (2) 訪問の目的及び日程の概要
- (3) 荣誉礼実施の日時及び場所
- (4) 陪列者（受礼者側及び立会者側）の職名、階級及び氏名
- (5) その他参考となる事項

4 その他外国の高官に対する荣誉礼及び通常儀じょうは、その都度指示される場合に行う。

(儀じょう隊の敬礼)

第 65 条 儀じょう隊は、儀じょうに服務中荣誉礼を行う場合及び儀式中に掲揚、降下又は送迎される国旗に敬礼を行う場合のほかは、次の各号に掲げる場合に隊長が隊員の姿勢を正した後指揮者のみの敬礼を行う。

- (1) 儀式参列部隊が荣誉礼を行う場合
- (2) 部隊用国旗が付近を通過する場合
- (3) 報告その他受礼者に敬礼を行う必要がある場合

(屋内の儀式における荣誉礼)

第 66 条 屋内の儀式における荣誉礼は、自衛官及びその隊が着帽して儀式に参列している場合にのみ行うことができる。

(儀式に参列する外国の高官に対する荣誉礼)

第 67 条 儀式に参列する外国の高官に対する荣誉礼は、第 64 条に定める儀じょう隊の行う荣誉礼に準ずる。

(荣誉礼実施時に陪列する自衛官の敬礼の要領)

第 68 条 荣誉礼実施時に陪列する自衛官（受礼者の傍らに並立し、又はその後方に侍立する自衛官をいう。）は、通常部隊に正対して敬礼を行う。

第5章 と列

(と列を行う場合)

第69条 と列は、次の各号に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 天皇、皇后、皇太子又は皇族が自衛隊を公式に訪問される場合
- (2) 天皇が特定地方を公式に視察される場合及び国又は地方公共団体の公式行事に出席される場合等で、部隊等の所在する地域又はその近傍を通過される場合
- (3) 皇后、皇太子その他の皇族が特定地方を公式に視察される場合及び国又は地方公共団体の公式行事に出席される場合等で、部隊等の所在する地域又はその近傍において特にと列をもって送迎することが適当と認められる場合
- (4) 外国の元首、王族等に対し、特にと列をもって送迎することが必要と認められる場合

(と列実施の承認申請)

第70条 部隊等の長は、と列を行う場合には、その都度と列部隊の範囲及び参加人員等の実施計画を添えて陸上幕僚長（人事教育部長気付）に申請するものとする。

第6章 高官等の乗車車両の誘導

(誘導を行う場合)

第71条 高官等の乗車車両の誘導は、次表の左欄に示す者に対し右欄に示す場合に、警務隊又はその他の部隊等をもって行うものとする。

高官等の範囲	実施する場合
1 内閣総理大臣、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛事務次官、統合幕僚長、陸上幕僚長、陸上幕僚長の代理たる陸上幕僚副長	(1) 部隊等を公式に視察する場合において必要と認められる場合
	(2) 自衛隊の儀式に参列する場合において必要と認められる場合
	(3) 防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛事務次官、統合幕僚長、陸上幕僚長が着任し又は離任する場合で必要と認められる場合
	(4) その他特に必要と認められる場合
2 部隊等の長である将及び将補	(1) 着任し又は離任する場合で必要と認められる場合
	(2) 着任後初めて、又は離任に際し、指揮下部隊を公式に視察する場合において特に必要と認められる場合
	(3) 指揮下部隊等の儀式に参列する場合で特に必要と認められる場合
3 自衛隊以外の高官 (外国高官を含む。)	部隊等を公式に訪問する場合で特に必要と認められる場合

(誘導の実施)

第72条 前条の表の左欄の1に掲げる者に対する誘導は、通常、先導及び後駆をもって行い、その他の者に対しては、通常、先導のみをもって行う。

第7章 雑則

(高等工科学校生徒の礼式)

第73条 高等工科学校生徒の礼式は、士長以下の自衛官の例による。

(自衛官候補生の礼式)

第74条 自衛官候補生の礼式は、士長以下の自衛官の例による。

附 則

この達は、昭和42年10月10日から施行する。

附 則（昭和 45 年 6 月 17 日陸上自衛隊達第 122—72 号）

- 1 この達は、昭和 45 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有している旧様式用の紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和 46 年 12 月 16 日陸上自衛隊達第 122—84 号）

この達は、昭和 47 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 53 年 1 月 13 日陸上自衛隊達第 122—108 号）

この達は、昭和 53 年 1 月 30 日から施行する。

附 則（昭和 55 年 12 月 15 日陸上自衛隊達第 122—115 号）

この達は、昭和 55 年 12 月 15 日から施行する。

附 則（昭和 57 年 4 月 30 日陸上自衛隊達第 122—119 号）

- 1 この達は、昭和 57 年 4 月 30 日から施行する。
- 2 この達施行の際現に保有する公印は、新たに作成するまでそのまま使用することができる。
- 3 この達施行の際現に保有する旧様式用の紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和 58 年 12 月 13 日陸上自衛隊達第 24—6—1 号）

この達は、昭和 59 年 1 月 10 日から施行する。

附 則（昭和 60 年 3 月 18 日陸上自衛隊達第 24—6—2 号）

この達は、昭和 60 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 61 年 4 月 30 日陸上自衛隊達第 24—6—3 号）

この達は、昭和 61 年 5 月 4 日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 22 日陸上自衛隊達第 24—6—4 号）

この達は、平成 8 年 3 月 29 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 25 日陸上自衛隊達第 122—150 号）

この達は、平成 11 年 3 月 29 日から施行する。

附 則（平成 18 年 7 月 26 日陸上自衛隊達第 122—211 号）

この達は、平成 18 年 7 月 31 日から施行する。

附 則（平成 19 年 1 月 9 日陸上自衛隊達第 122—215 号）

この達は、平成 19 年 1 月 9 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 122—218 号）

- 1 この達は、平成 19 年 3 月 28 日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に保有している旧様式用の紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則（平成 20 年 3 月 25 日陸上自衛隊達第 122—224 号）

この達は、平成 20 年 3 月 26 日から施行する。

附 則（平成 21 年 2 月 3 日陸上自衛隊達第 122—230 号）

この達は、平成 21 年 2 月 3 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 30 日陸上自衛隊達第 122—232 号）

この達は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 7 月 31 日陸上自衛隊達第 122—235 号）

この達は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 23 日陸上自衛隊達第 122—241 号）

この達は、平成 22 年 3 月 26 日から施行する。

附 則（平成 22 年 6 月 30 日陸上自衛隊達第 122—245 号）

この達は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日陸上自衛隊達第 122—248 号）

この達は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 28 日陸上自衛隊達第 24—6—5 号）

この達は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 24 日陸上自衛隊達第 122—282 号）

この達は、平成 29 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 122—292 号）

この達は、平成 30 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 30 日陸上自衛隊達第 24—6—6 号）

この達は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 10 日陸上自衛隊達第 24—6—7 号）

この達は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第31条関係）

観閲式における執行者、観閲官、観閲部隊等

観閲式を行う場合	執行者	観閲官	観閲部隊
訓令第58条第1号から第3号までに該当する場合	訓令第59条に定める者	視察を行う者	視察を受ける部隊等
訓令第58条第4号に該当する場合		自衛隊旗の授与者	自衛隊旗を授与される連隊の隷下部隊
訓令第58条第5号に該当する場合。ただし、表彰式の場合は第3級以上の賞詞又は賞状の表彰式に限る。		この達のそれぞれ該当する儀式の節中で定めるほか通常、執行者	この達のそれぞれ該当する儀式の節中で定める参列部隊
検閲に当たり検閲官が特に必要であると認める場合	検閲を受ける部隊等の長	検閲官	検閲を受ける部隊等
入校式又は卒業式に当たり当該学校等の長が特に必要であると認める場合	当該学校等の長	当該学校等の長	入校し、又は卒業する者及び当該学校等の長の定める部隊等
部隊等の新編、改廃に当たり、当該部隊等の長又はその上級部隊等の長が特に必要であると認める場合	当該部隊等の長又はその上級部隊等の長	当該部隊等の長又はその上級部隊等の長	新編、改廃される部隊等
その他防衛大臣又は陸上幕僚長が定める場合	防衛大臣又は陸上幕僚長の定める者	防衛大臣又は陸上幕僚長の定める者	防衛大臣又は陸上幕僚長の定める部隊等
備考	1 執行者が観閲官とならない場合において、自ら観閲部隊を指揮しないときは、通常観閲官に陪列し、随行し、又は同行する。		
	2 観閲部隊とならない部隊等は、陪列部隊として参加することができる。		

別表第2（第48条関係）

葬送式における儀じょう隊の編成及び弔銃の回数

死者の官職又は階級	儀じょう隊の編成	弔銃の回数
陸上幕僚長	1個大隊	3
将及び将補	大隊長の指揮する2個中隊	3
陸佐	1個中隊	3
陸尉及び准陸尉	1個小隊	3
陸曹	陸曹長、1等陸曹又は2等陸曹の指揮する2個分隊	3
陸士	1個分隊	3
備考	1 儀じょう隊の編成装備等の細部は、別紙の規定を準用する。 2 儀じょう隊には、音楽隊等を付す。 3 2名以上の死者に対する儀じょう隊の編成は、最上位の者に対する規定による。 4 儀じょう隊の編成は、式場の広さ等により縮小することができる。 5 陸上自衛隊の部隊等に勤務する海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官の葬送式の場合にもこの表を準用する。	

部隊等における栄誉礼及び儀じょうの細部実施要領

1 編成、装備等

(1) 編成基準

ア 1個大隊は3個中隊、1個中隊は3個小隊、1個小隊は3個分隊、1個分隊は分隊長以下9名とする。ただし、分隊員の数は、状況により増減することができる。

イ 副中隊長、中隊先任陸曹は置かない。

ウ 大隊長は2等陸佐、中隊長は3等陸佐又は1等陸尉、小隊長は2等陸尉、3等陸尉又は准陸尉、分隊長は通常、3等陸曹をもって充てる。

(2) 装 備

3等陸佐は拳銃を、1等陸尉から准陸尉までは部隊の装備により、騎銃若しくは64式小銃（いずれも銃剣を含む。）又は拳銃を、陸曹及び陸士は部隊の装備により小銃又は騎銃、89式小銃（いずれも銃剣を含む。）を装備する。

(3) 服 装

甲武装とし、通常、正帽を着用する。

2 外国の高官に対する栄誉礼及び儀じょう隊の編成

区 分	栄誉礼の回数		儀じょう隊の編成
	冠譜	祖国	
1 国防大臣、陸・海・空軍大臣、国防次官、陸・海・空軍次官、国防次官補、陸・海・空軍次官補、統合参謀総長、陸・海・空軍参謀長及びこれらと同等の職務にある者	4回	1回	1個中隊
2 元師及び大将			
3 中 将	3回	1回	1個小隊
4 少 将	2階	1回	小隊長の指揮する2個分隊
5 准 将	1回	1回	
備 考	この表において、中将、少将又は准将の階級にある者が、高官の区分欄に掲げる国防大臣等の職務にある場合は、当該職務に該当する栄誉礼の回数及び儀じょう隊の編成による。		

3 儀じょう隊の栄誉礼及び儀じょうの実施概要

(1) 受礼者が駐屯地外からの訪問者又は視察者である場合

ア 儀じょう隊の栄誉礼は、受礼者が駐屯地に到着し、又は離去するときの2回のみ行ない、通常、訪問を受ける部隊等の本部前又は営門付近で行う。

- イ 受礼者が、前アに引き続き儀式（葬送式及び追悼式を除く。以下同じ。）に参加する場合には、式場まで行進儀じょうを行う。
 - ウ 受礼者が前アの後にいったん建物の中に入り、じ後儀式に参加する場合には、当該建物から式場までの間、前イに準じて行進儀じょうを行う。
 - エ 儀式中は、受礼者の後方付近に整列して儀じょうに服務するか、又は所定の場所で待機する。
 - オ 儀式終了後の行進儀じょうは、前イ及びウに準じて行う。
- (2) 受礼者が駐屯地に所在する者である場合
受礼者が所在する建物から式場へ出発するとき及び式場から建物に到着したときに、栄誉礼を行うほか、前号に準ずる。
- (3) 駐屯地外の演習場又は式場における場合
ア 演習場においては、受礼者が、演習参加部隊等の所在駐屯地で、儀じょう隊の栄誉礼を受けていない場合並びに演習参加部隊等以外で儀じょう隊の編成が可能な場合において特に必要なときにのみ、演習隊本部所在地付近で栄誉礼及び儀じょうを行うことができるものとし、この場合も行進儀じょうは行わない。
イ 式場においては、受礼者が、儀式参加部隊等の所在駐屯地で、儀じょう隊の栄誉礼を受けていない場合にのみ、式場入口付近で栄誉礼及び儀じょうを行うほか第1号の場合に準ずる。

4 栄誉礼を行う際の儀じょう隊の整列隊形

- (1) 儀じょう隊の整列隊形は、付図第1及び第2に示す基準によるものとし、場所の広狭により適宜距離間隔を縮小することができる。
- (2) 前号において、音楽隊等の列数は、儀じょう隊の列数と音楽隊等の規模を考慮して決定する。

5 栄誉礼を行う際の受礼者等の整列要領の概要

- (1) 受礼者、陪列者（傍らに並立する者（以下「立会者」という。）及び後方に侍立する者（以下「侍立者」という。）を含む。）及び受礼者の旗の整列位置は、付図第1及び第2に示す基準によるものとし、場所の広狭により適宜距離間隔を縮小することができる。
- (2) 受礼者が2名以上にわたる場合には、次に掲げるところにより並立する。
 - ア 偶数名の場合には、儀じょう隊に面し、中心の右に最上位者、左に次位者が位置し、以下、これらの両側に右、左の順に交互に並立する。
 - イ 奇数名の場合には、儀じょう隊に面し中心に最上位者が位置し、次位以下はその両側に右、左の順に交互に並立する。ウ 受礼者の順位は、自衛隊法施行規則第13条第2項第1号から第13号までに掲げる者については当該順位、第14号及び第15号に掲げる自衛官については自衛官の順位に関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第12号）に定める順位、並びに第16号及び第17号に掲げる自衛官以外の者は通常自衛隊における相当官職等を勘案して決定する。
- (3) 外国の高官である受礼者と陸将又は陸将補である立会者は特に指示する場合以外は並立するものとし、その場合の立会者の位置は立会者を最下位の受礼者とみなし前号ア又はイの規定を準用する。
- (4) 侍立者は、通常、儀じょう隊に面し右側に受礼者側の者が、左側に立会者側の者が、それぞれ中心から外側に向かって上位順に並立する。ただし、自衛官とそれ以外の者とに分けて整列位置を決定することができる。

(5) 受礼者の旗がある場合には、通常、最上位者の旗のみ使用する。

6 栄誉礼の細部実施要領

- (1) 儀じょう隊長は、受礼者が受礼位置についたならば、通常、受礼者に正対したまま号令し、隊は、着剣捧げ銃又は捧げ銃の敬礼を行う。
- (2) 音楽隊等の長は、儀じょう隊長の号令の予令と同時に指揮棒をあげ隊員は奏楽又は吹奏の姿勢をとり、儀じょう隊長の敬礼と同時に「栄誉礼冠譜」の奏楽又は吹奏を開始する。
- (3) 儀じょう隊長は、栄誉礼の奏楽又は吹奏が終了したならば第1号と同要領で号令し、隊は敬礼を終わる。音楽隊等は、儀じょう隊長の号令の動作で元の姿勢に復する。
- (4) 栄誉礼に引き続き巡閲が行われる場合及び儀じょう隊長の報告を行う場合（儀じょう隊による最初の栄誉礼を行った場合に限る。）には、儀じょう隊長は受礼者の前方約3歩の地点まで前進し、受礼者に敬礼を行う。報告を行う場合には、「儀じょう隊長○等陸佐（尉）何某以下○○名（音楽隊等の人員を含む。）」と報告する。
- (5) 前号以外の場合には、儀じょう隊長は、栄誉礼が終わったならば定位置のまま受礼者に敬礼を行う。
- (6) 巡閲が行われない場合には、立会者は、前号の儀じょう隊長の敬礼の後、受礼者を案内してその場を去る。

7 巡閲の細部実施要領

- (1) 巡閲は、儀じょう隊による最初の栄誉礼を行ったときにのみ行う。
- (2) 儀じょう隊長は、前項第5号による敬礼又は報告の後、敬礼を行うことなく、要すれば片手を軽く差し出して巡閲のための誘導発起を行う。
- (3) 音楽隊等は巡閲開始と同時に「巡閲の譜」の奏楽又は吹奏を開始し、受礼者が定位置に戻るまで継続する。
- (4) 受礼者は、儀じょう隊長の誘導により巡閲を行い、立会者はこれに同行する。侍立者及び受礼者の旗は同行しない。巡閲間の経路及び受礼者、立会者、儀じょう隊長の関係位置は、付図第1から第3までに示すとおりとする。
- (5) 巡閲間、儀じょう隊員は気を付けの姿勢をとるものとし、音楽隊等の長及び儀じょう隊長とならない小隊長は、受礼者が背面を通過するときも回れ右をしない。
- (6) 儀じょう隊長は、巡閲が終わり、受礼者が元の受礼位置に向かって前進する途上において受礼者と分かれ、受礼者が受礼位置に到着するよりも早く当初の位置に戻る。この際、儀じょう隊長は、要すれば片手を軽く差し出し、受礼者がそのまま受礼位置に向かって、前進するように促し、じ後の誘導は立会者が行う。
- (7) 儀じょう隊長は、受礼者が受礼位置についたならば、受礼者に敬礼を行う。
- (8) 巡閲に引き続き行進儀じょうが行われない場合には、立会者は、受礼者を案内してその場を去る。

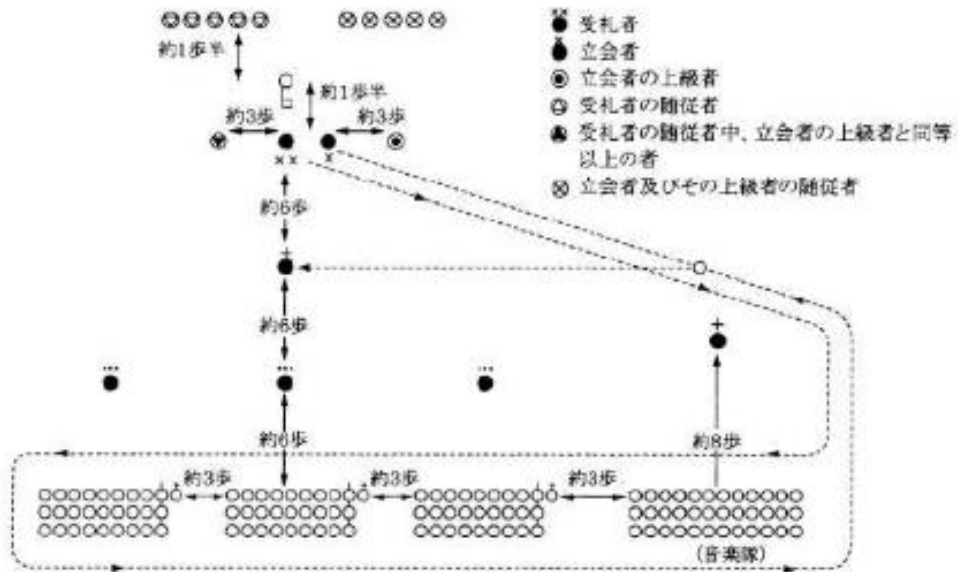
8 行進儀じょうの細部実施要領

- (1) 儀式の式場までの行進儀じょうは、前項の巡閲に引き続き又は受礼者がいったん入った建物の入口で儀じょう隊長の敬礼をもって受礼者を迎えた後に、音楽隊等を先頭に縦隊で行う。式場到着時の儀じょう隊長の受礼者に対する敬礼は行わない。

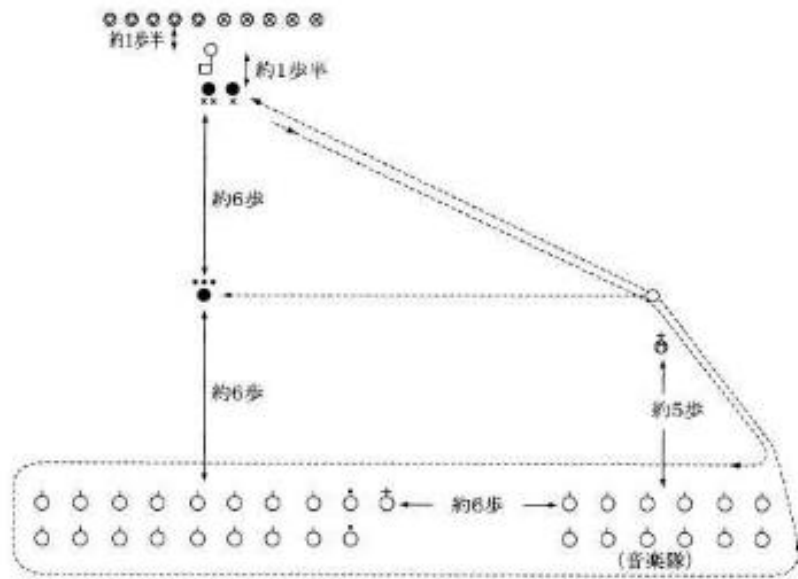
- (2) 儀式の式場からの行進儀じょうは、式場から儀じょう隊の荣誉礼実施位置又は受礼者がいったん入る建物の入口まで、前号と同隊形で行う。この場合において、儀じょう隊長の受礼者に対する敬礼は、行進儀じょう終了時において引き続き荣誉礼が行われない場合に限り行う。
- (3) 前第1号及び第2号における行進儀じょうの開始時及び終了時の要領は次のとおりとする。
- ア 受礼者、立会者、受礼者の旗及び侍立者は、儀じょう隊が行進を開始後、次号に定める所定の位置に入り、目的地付近で儀じょう隊が停止前にその隊列から離れる。受礼者の誘導は、立会者が行う。
 - イ 儀じょう隊は、行進を開始したならば、受礼者が渋滞なく所定位置につき得るよう速度及び隊形を調節し、受礼者が所定位置についたならば、正規の速足行進に移る。目的地においては、受礼者が隊列を離れた後停止し、受礼者の方向に向けて当初の整列隊形をとる。ただし、儀式間所定の場所に待機する場合には、停止することなく、待機場所に向かうことができる。
 - ウ 音楽隊等は、儀じょう隊の行進開始と同時に行進曲の奏楽又は吹奏を開始する。
- (4) 行進儀じょうの隊形は、次のとおりとする。
- ア 受礼者、立会者及び受礼者の旗の位置は、儀じょう隊が1個中隊の場合で受礼者、立会者及び受礼者の旗が徒歩のときは、第1小隊と第2小隊の間とし、儀じょう隊が1個小隊以下の場合又は受礼者及び受礼者の旗が車両に乗車している場合は儀じょう隊の後尾とする。
 - イ 侍立者の位置は、儀じょう隊の後尾（受礼者、立会者及び受礼者の旗が後尾につく場合はその後尾）とする。
 - ウ 儀じょう隊の隊形、受礼者、立会者、受礼者の旗及び侍立者の位置の細部は、通常付図第4及び第5に示すところによる。
- (5) 行進儀じょうは、距離が極めて近い場合、時間的余裕のない場合及び天候、地形上不適当な場合は実施しない。

9 儀式中の儀じょう隊

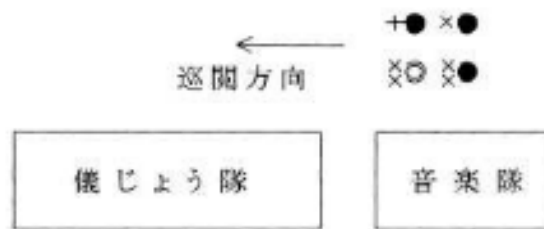
- (1) 儀じょう隊が儀式の式場で服務する場合は屋外の式場に限るものとし、その場合は、受礼者の位置の後方に第3項に準じて整列服務する。
- (2) 儀じょう服務間の儀じょう隊は、儀じょう隊又は、儀じょう隊長が敬礼を行う場合のほか、整列休めをすることができる。



- 注： 1 この図は儀じょう隊1個中隊の場合を示す。
 2 場所の広狭により、距離間隔は適宜伸縮することができる。
 3 立会者は適宜受礼者の後方に位置することができる。
 4 場所の広狭等により、巡閲間の経路は前方のみとすることができる。

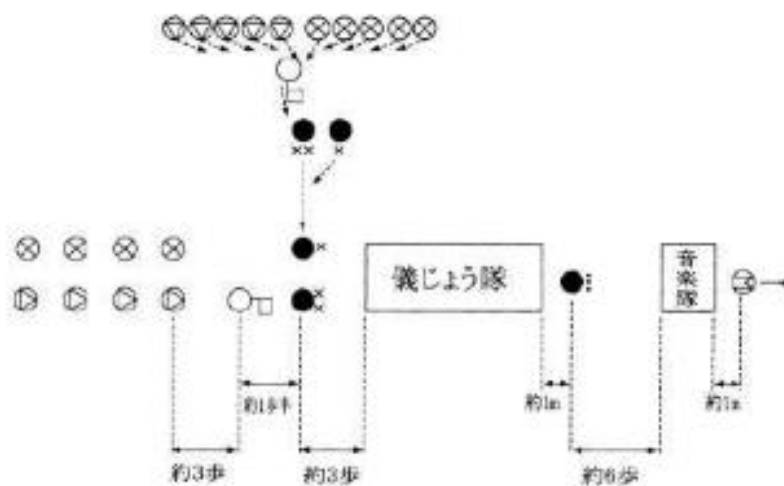


- 注：1 この図は、小隊長の指揮する2個分隊の場合を示す。
 2 1個小隊の場合の儀じょう隊の整列隊形は、儀じょう隊の列数が3列となる。
 3 場所の広狭により距離間隔は適宜伸縮することができる。
 4 場場所の広狭等により、巡閲間の経路は前方のみとすることができる。

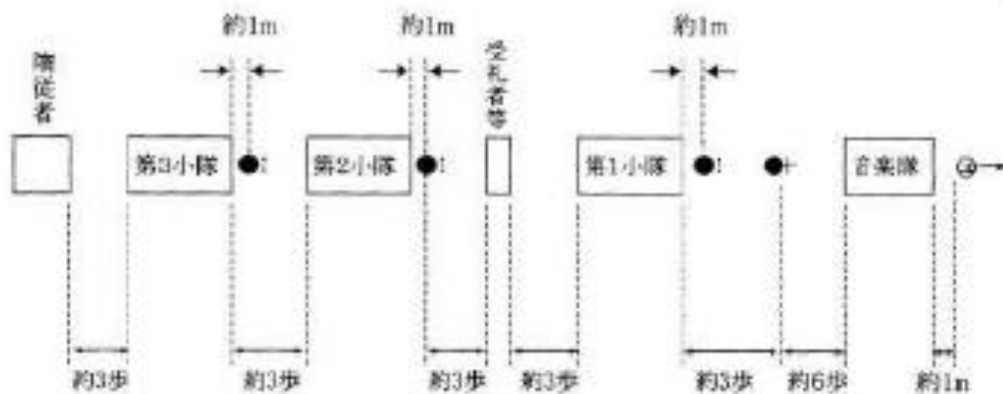


- 注：1 この図は、受礼者が2名の場合を示す。
2 受礼者が1人の場合、立会者は儀じょう隊長の右に位置する。

受礼者中の上位者



注：この図は、儀じょう隊長が1個小隊以下の場合又は受礼者及び受礼者の旗が車両に乗車している場合の位置関係と受礼者等（受礼者、立会者、受礼者の旗）が更新の所定位置につく要領を示す。



- 注：1 この図は、儀仗隊が1個中隊で受礼者が徒歩移動する場合を示す。
 2 受礼者が車両により移動する場合は、受礼者及び随行者の位置は儀仗隊の最後尾とする。